

駐停車時はエンジンを止めてください

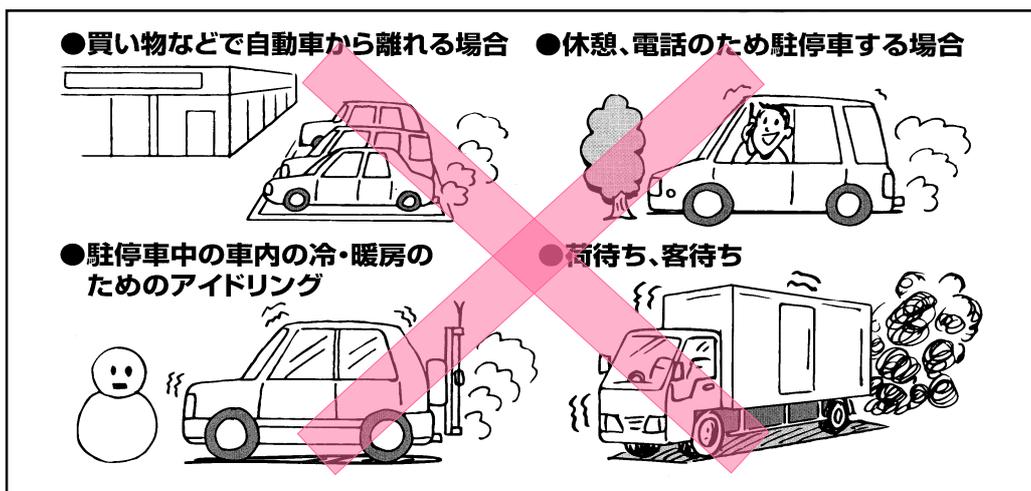
条例でアイドリング・ストップを義務づけ

名古屋市では「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき**駐停車時のアイドリングは原則禁止**されています。

次のような場合にはエンジンを止めてください。

(※「アイドリングとは駐停車中にエンジンをかけっぱなしにすることをいいます」)

駐停車中のアイドリングが禁止となる例



なお、信号待ち、渋滞での停車の場合などは例外として禁止されません。

また、自動車を使用する事業者には、管理する自動車のドライバーにアイドリング・ストップをするように指導しなければなりません。

違反した場合、会社に対して勧告が出され、勧告に従わない場合は、会社名が公表されます。

駐車場でもアイドリング禁止の周知を義務付け

対象となる駐車場の規模

駐車マスの合計面積が 500m^2 以上

(駐車台数が乗用車でおおよそ 40 台以上)

対象となる駐車場の管理者又は設置者は、その駐車場を利用する人に対して、看板、ポスター、放送、チラシなどで、駐車場でアイドリング・ストップをするように周知しなければなりません。

違反した場合、駐車場の管理者又は設置者に対して勧告が出され、勧告に従わない場合は、駐車場の管理者又は設置者名が公表されます。

周知の方法や大きさ、文面などについての規定はありません。一例として挙げると次のようになります。

駐車時は、必ずエンジンを切りましょう。

駐停車時にエンジンをかけっぱなしにするアイドリングは、条例で禁止されています。

〇〇〇〇株式会社

【ご相談・お問い合わせ先】

部署名	担当区	問い合わせ先
西区公害対策室 (西区役所 5 階)	東・北・西・中村・中	052-523-4613
港区公害対策室 (港保健センター 3 階)	熱田・中川・港	052-651-6493
南区公害対策室 (南区役所 2 階)	瑞穂・南・緑・天白	052-823-9422
名東区公害対策室 (名東区役所 1 階)	千種・昭和・守山・名東	052-778-3108

環境局大気環境対策課 (052-972-2682)

(2020. 4)